

『議会活性化特別委員会』

調査結果報告書

令和元年6月～令和3年2月

1 特別委員会設置の目的

平成27年に制定した袋井市議会基本条例（平成27年袋井市条例第29号）に基づき、議会改革の取組をより一層推進するとともに、若者の政治離れや女性の政治参加などの課題解決に取り組むことを目的として、地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第4項及び袋井市議会委員会条例（平成17年袋井市条例第167号）第5条第1項の規定により、議会活性化特別委員会を設置した。

2 特別委員会として取り組むべき課題

(1) 重点的な継続課題

ア 議員定数の検討

イ 予算・決算特別委員会

(2) 時代の変化による新たな課題（議員のなり手不足）

ア 若者の政治離れ

イ 女性の政治参加

(3) その他の課題

ア 議会報告会の在り方（女性・若年層の取り込み）

《上記以外》

◆ 議員間討議の運用強化 ◆ 通年議会の導入 ◆ 傍聴規則の改定 ◆ 本会議での手話通訳 など

3 特別委員会の開催状況

(1) 令和元年度

回数	日程	議題	
第1回	令和元年6月27日	正副委員長の互選について	
第2回	令和元年7月19日	(1) 協議事項	ア 特別委員会の進め方(案)について
第3回	令和元年8月26日	(1) 協議事項	ア 議員間討議の運用について イ 袋井市議会傍聴規則等の改定について ウ 本会議における手話通訳及び要約筆記の実施について
行政視察	令和元年10月17日 ～18日	(1) 大阪府泉大津市 『議会改革の取り組みについて』 (議会傍聴呼びかけ隊、議会改革検討協議会、各種団体を対象とした意見交換会、フェイスブックなど) (2) 京都府亀岡市 『議会改革の取り組みについて』 (通年議会、議員定数の検討、高校生議会、議会の機能強化など) (3) 京都府城陽市 『高校生・高等部生との意見交換会について』	
第4回	令和元年10月23日	(1) 協議事項	ア 議員間討議の運用について イ 袋井市議会傍聴規則等の改定について ウ 行政視察について(振り返り)
第5回	令和元年12月12日	(1) 報告事項	ア 議員間討議の運用について(最終案) イ 袋井市議会傍聴規則等の改定について
		(2) 協議事項	ア 通年議会について
第6回	令和2年1月21日	(1) 報告事項	ア 袋井市議会傍聴規則等の改定について
		(2) 協議事項	ア 通年議会について イ 議員定数のあり方について
第7回	令和2年3月5日	(1) 報告事項	ア 議員間討議の運用について
		(2) 協議事項	ア 専決処分のあり方について イ 議員定数のあり方について

(2) 令和2年度

回数	日程	議 題	
第8回	令和2年4月24日	(1) 報告事項	ア 専決処分のあり方について
		(2) 協議事項	ア 議員定数のあり方について
第9回	令和2年5月22日	(1) 研修	ア Zoomを活用した『リモート会議』の実施について
		(2) 協議事項	ア 袋井市議会に関するアンケートについて
第10回	令和2年7月6日	(1) 協議事項	ア 袋井市議会に関するアンケートについて イ 「袋井市議会会議規則」及び「袋井市議会委員会条例」の一部改正について
第11回	令和2年8月4日	(1) 協議事項	ア 「袋井市議会会議規則」及び「袋井市議会委員会条例」の一部改正について
		(2) 報告事項	ア 袋井市議会に関するアンケート調査の実施状況について
第12回	令和2年9月28日	(1) 協議事項	ア 袋井市議会に関するアンケート調査の実施結果と取り扱いについて
第13回	令和2年10月8日	(1) 協議事項	ア 袋井市議会に関するアンケート調査の考察について (ア) 市議会議員の選挙について(大項目Ⅰ)
第14回	令和2年10月22日	(1) 報告事項	ア 前回の協議における取りまとめについて
		(2) 協議事項	ア 袋井市議会に関するアンケート調査の考察について (ア) 市議会議員の活動について(大項目Ⅱ)
第15回	令和2年11月4日	(1) 報告事項	ア 前回の協議における取りまとめについて
		(2) 協議事項	ア 袋井市議会に関するアンケート調査の考察について (ア) 市議会議員の活動について(大項目Ⅱ) (イ) 市議会議員の定数について(大項目Ⅲ)
第16回	令和2年11月13日	(1) 報告事項	ア 前回の協議における取りまとめについて
第17回	令和2年11月20日	(1) 報告事項	ア 袋井市議会「アンケート調査結果報告書」(最終案)について
第18回	令和2年12月11日	(1) 協議事項	ア 議員定数の在り方について【委員間討議】
第19回	令和3年1月28日	(1) 報告事項	ア 議員定数の在り方について イ 特別委員会調査結果報告書について

4 特別委員会における検討結果

(1) 袋井市議会アンケート調査の実施

ア 市議会議員の選挙について

※詳細については、『アンケート調査結果報告書』を参照

分析と考察	具体的な対応策
<p>アンケートに対する回答は、60歳代の回答が最も多く、女性よりも男性の回答が多かった。</p> <p>前回の市議会議員選挙での投票率については、女性よりも男性の方が低かったが（男性：52.58%、女性55.13%）、このアンケートでは、男性よりも女性の方が投票に行かなかった割合は高かった。</p> <p>また、年代が下がるにつれて、投票率が低下することについては、このアンケートでも同様の結果となっている。</p> <p>前回の市議会議員選挙に行かなかった人と、次回も「行かない」、「わからない」と回答した人が、ほぼ同程度の割合であり、多様な観点から対策を講じなければ、投票に行く意向のない方の行動変容を促すことは難しく、投票率の向上は期待できない。</p> <p>このコロナ禍において、投票時における感染を危惧する声もあり、期日前投票を含め、万全な対策が必要である。</p>	<p>① インターネットを活用した広報活動 （例：FacebookやLINEによる議会活動の発信）</p> <p>② 議会活動の周知や議会認知度の向上 （例：各種団体との意見交換会、広報紙の充実）</p> <p>③ 投票率向上に向けた投票環境の整備 （例：主権者教育、投票所の増設、ネット投票）</p> <p>④ 多様な人材が立候補できる仕組みづくり （例：議会活動がしやすい環境整備）</p>

イ 市議会議員の活動について（市議会への関心、本会議・委員会の傍聴、議会だよりなど）

分析と考察	具体的な対応策
<p>議会への関心については、10歳代から40歳代で低く、特に女性の方が低い傾向にある。新聞購読の低下といった世相の反映もあるが議会から発信する情報が届いていないのではないかと。</p> <p>議会の傍聴については、直接、議場を訪れるよりは、インターネットによる視聴の割合が多く、コロナ禍の状況を含め、時代の流れからも、この傾向は今後さらに加速すると思われる。</p> <p>ただ、議会における活発な議論を直接見ていただくことも、当然重要であり、傍聴への勧誘は、引き続き行う必要がある。</p> <p>議会だよりについては、議会活動を伝える重要な手段であり、現在、広報委員会を組織して作成に当たっているが、体制や活動についても強化していくべきである。</p>	<p>① プッシュ型による議会活動の周知 （例：タブレットを活用したSNS発信） （例：傍聴への招待、地元高校への広報紙提供）</p> <p>② 議会広報紙のリニューアル （例：市民の興味を引く充実した内容に）</p> <p>③ 広報委員会の強化 （例：権限を持たせ、さらなる活性化を図る） ⇒ 来期に、広報広聴特別委員会の設置を検討</p> <p>④ 議会傍聴の環境整備 （例：託児サービスの提供など）</p>

イ 市議会議員の活動について（市議会議員との関わり、市民の声の反映、市議会の評価など）

分析と考察	具体的な対応策
<p>議会への関心度向上を図るうえで、議員個人を知ってもらうことも大事だが、議会全体としての取り組みを周知することも必要である。</p> <p>議会の評価については厳しいものがあり、特に20歳代～30歳代の評価が非常に低かった。これまでの設問に対する回答からも、若年層や女性にターゲットを絞った取組が必要ではないか。</p> <p>また、市議会への関心と評価、市民の声の反映と評価については、それぞれ相関性が認められ、議会が評価されるポイントとして重要視すべきである。</p> <p>議員への期待は、形式的な報告よりは、政策提言、意見聴取や相談など、市民との関わりを重視する傾向にある。議員個人・議会全体の活動において、活動内容の報告も重要であるが、市民の声が届くような機会を創出することへの配慮も必要ではないか。</p>	<p>① 市民と意見交換する機会の拡充 （例：小学校区・コミセン単位、各種団体等） ⇒ 来期に、広報広聴特別委員会の設置を検討</p> <p>② 若年層や女性を対象とした議会活動 （例：議会報告会の拡充、学校への出前講座） （例：若年層や女性が関心を持つ話題の提供）</p> <p>③ 市政に対する政策提言能力の向上 （例：一般質問における内容の充実） （例：議会からの政策立案・条例制定に向けた 先進事例の研究）</p>

ウ 市議会議員の定数について

分析と考察	具体的な対応策
<p>議員定数が20人という認知度については、男性のほぼ半数、女性の7割以上が知らないという回答であり、10歳代（大多数が高校生）にはほとんど知られておらず、また、30歳代～40歳代における女性の認知度も低く、これまでの設問に対する回答の状況からも、市議会への関心の低さが伺える。</p> <p>議員定数自体については、全体の約5割が「現状維持」と回答し、「わからない」という回答は、全体の約2割という結果であった。また、「減らすべき」という回答は、全体の約3割であり、男女別で見ると、女性よりも男性の割合が高かった。</p> <p>「減らすべき」と回答した方のうち、15人以下という意見が多く、議会・議員活動を知っていただく重要性と市民に説明できる議員定数に対する考え方を明確にする必要性が生じている。</p> <p>自由意見では、定数の増減に関する意見のみではなく、議員に期待することや若手・女性の進出など、多数のご意見をいただいた。</p>	<p>議員定数は、袋井市議会基本条例で、『市政の現状及び課題、今後の予測等を十分に考慮するとともに、市民の意見を反映して決定するもの』と定められている。</p> <p>議員定数を検討する場合には、市民意見の反映や行政改革の推進、また、議会活動に対する評価などの様々な視点がありますが、合理的な基準がないのが実情である。</p> <p>このため、議員定数のあり方については、アンケート調査で出された市民の意見をはじめ、市民団体の意見・要望等を参考にし、必要とする議員定数の背景・経緯等を検証するとともに、場合によっては、有識者や第三者機関からの提言なども求めて、議会として協議していく。</p> <p>⇒ 特別委員会で、委員間討議を実施</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>合理的な基準により市民に説明するには、会議体による協議も必要ではないか？</p> </div>

(2) 「袋井市議会会議規則」及び「袋井市議会委員会条例」の一部改正（若者の政治離れ、女性の政治参画）

従来の会議規則及び委員会条例では、本会議や委員会を欠席する場合、具体的な届け出事由として、出産については規定されていたが、それ以外の場合は、全て「事故のため」として扱われていた。

女性の社会進出と男性の育児参加がそれぞれ進んでいる中、「男女が共に子どもを産み育てながら働ける社会」の実現に向け、袋井市議会が率先して実践していくよう、その環境整備を進めて行くべきである。

このため、やむを得ず本会議や委員会を欠席する場合に、届け出るべき事由を明確にしておくことで、現職の議員だけでなく、今後、袋井市議会議員を志すことが期待される若者や女性が、性別や年齢の差異に関わりなく、議員として能力を発揮でき、参画しやすい袋井市議会となるよう会議規則及び委員会条例を一部改正した。

＜具体的な欠席事由の規定：令和2年9月市議会定例会で議決＞ ★県内初の取り組みで、参考図書にも掲載

① 負傷、疾病 ② 出産（産休） ③ 出産の立会い（配偶者の出産のための補助） ④ 育児 ⑤ 看護、介護

(3) 議員間討議の運用強化（議会基本条例第14条の実効性向上：平成26年2月18日議運決定の全面改正）

議会活性化に向けた課題の一つとして、これまで実施された議員間討議の状況を検証するとともに、今後のさらなる運用強化のため、次の事項について明文化した。

ア 目的

議案や市の行政課題に対し、議会においては、最終的には議決という形の中で意思決定が行われているが、それに至る過程において、議会内及び議員間における議論をさらに活性化させることを目的として開催する。

(7) 議会の意思統一を図る。 (イ) 議会の合意形成を図る。 (ウ) 議会内で議論を尽くす。

イ 名称

(7) 全議員で討議を行う場合 …『議員間討議』 (イ) 委員会で討議を行う場合 …『委員間討議』

ウ 対象となる会議

(ア) 全員協議会 (イ) 常任委員会 (ウ) 特別委員会 (エ) その他必要と認められるもの

エ その他

(ア) 開催の申し出 (イ) 進行など

(4) 本会議における手話通訳及び要約筆記の実施（議会基本条例第8条の実効性向上）

平成30年9月市議会定例会において、「袋井市手話言語条例」が制定され、市の責務として、日常生活や地域における社会参加を保障するため、必要な施策を講ずるものとする規定されている。

また、袋井市議会基本条例において、議会は、市民に対し議会活動に関する情報の公開を積極的に行い、情報の共有化を図るとともに、説明責任を果たさなければならないと規定しており、開かれた議会の実現のため、聴覚に障がいのある方にも傍聴の機会を提供すべきである。

《具体的な取り組み》

一般質問や代表質問、施政方針など、希望に応じて手話通訳者または要約筆記者を派遣できるよう、フローチャートを作成（令和2年度から、正式に予算措置）

《参考資料》 特別委員会で検討したが、対応が見送られたもの

(1) 袋井市議会傍聴規則等の改定 … 『現行どおり』

開かれた議会を目指す議会の活動原則に基づき、現行の傍聴規則及び委員会傍聴規程を検証し、問題点はないか確認作業を行った。傍聴手続きの簡略化や規制の緩和を求める意見や、現在の傍聴規則等には、それぞれ過去からの積み重ねがあり、傍聴人受付簿への住所・氏名の記入など、ある程度の制約は必要である。

また、傍聴する側の規則等の改定については、傍聴される側である議員や当局における現状との整合を図る必要があるなど、さまざまな意見が出された。

[主な論点]

- ◆ 「傍聴人の守るべき事項」における古い表記などについて、軽微な変更だけでもしたらどうか。
- ◆ 「傍聴席に入ることができない者」における第1号、銃器の所持など、現状あまり例を見ない事例については規制を緩和して、少しでも傍聴者を呼び込むために撤廃すべきである。
- ◆ 特段、急を要して変更することはないので、現状維持で問題はない。

(2) 通年議会の導入 … 『現時点では、時期尚早』

先進市議会の実例などを参考に、委員間討議が行われ、一部の委員からは、災害などの非常時における対応までを含めると、導入のメリットはあるとの意見もあったが、多くの委員からは、特段、導入のメリットを感じることはなく、袋井市議会においては、議会閉会中においても、常任委員会等で十分な審議が行われており、通年議会に変えたとしてもそれほど大きな変化はなく、現状のままでも十分対応できている。

また、全国的にも、導入している市議会は、まだ非常に少なく、現時点での必要性を感じないという意見が大半を占めた。

(3) 専決処分できる事項の追加 … 『現行どおり』

通年議会について調査・研究をしていく過程の中で、専決処分の取り扱いについては、通年議会を導入しても、専決処分がすべてなくなる訳ではなく、それぞれの市議会において、具体的な一定の基準を設けて運用がなされており、袋井市議会においても同様に、地方自治法第180条第1項の規定により、市長において専決処分にすることができる事項を定めている。

これについては、平成17年の市町村合併以降見直されたことがなく、当局から意見聴取も行った。

ア 専決処分にすることができる事項に定められているもの

(ア) 市が加入する保険等に定める保険金額の最高限度内においてする和解、及び、法律上、市の義務に属する損害賠償の額の決定に関すること。

(イ) 1件100万円以下においてする和解、及び、法律上、市の義務に属する損害賠償の額の決定に関すること。

イ 上記以外で、県内で専決処分にすることができる事項に定められているもの

(ア) 支払督促の申し立てに係ること。

(イ) 市営住宅の管理上における必要な訴えの提起、和解、及び、調停に関すること。

(ウ) 法令の改正、または、廃止に伴い、当然必要とされる条例中の当該法令の題名、条項、または、用語を引用する規定の整理のための当該条例の改正を行うこと。

(エ) 議決に付した契約について、軽微に変更すること。 など

[主な論点]

- ◆ 当局における事務執行の効率化やスリム化のため、専決処分の指定追加については、検討の余地はある。
- ◆ 条例の制定や改廃、重要な財産の取得や処分、重要な契約の締結などは、議会の権限であり、これ以上専決処分の指定を追加すべきではない。

5 まとめ

令和元年6月から約2年間、それぞれ課題に向け取り組んできたが、解決または前進したものもあれば、検討の結果、現状維持のままとしたもの、また、予算・決算特別委員会に関しては、現状の分割付託による委員会審査体制から大きな問題を見出すことができなかつたことなどから、着手しなかつたものもある。

こうした中で、本特別委員会では、市議会初の試みとなる『袋井市議会アンケート調査』を実施し、市議会への関心や期待度など、市民の生の意見を伺うことにより、これまでの反省点や具体的な対応策を見出すことができた。

令和3年4月における改選に向け、次期の議員には、市議会への関心や期待度が向上するよう、アンケート調査結果から検討された対応策を実行に移していただくとともに、アンケート調査自体も、任期中に最低1回は実施し、市民の声に寄り添う議会を目指していただきたい。また、議員定数については、今後、袋井市議会として適正な定員数を検証するのであれば、新たな会議体を組織することが望ましい。

おわりに、議会の活性化による議会改革については、最高規範である議会基本条例の精神に則り、議会一丸となって、真摯かつ謙虚な姿勢で取り組むべきである。また、議会改革の推進は、市議会から袋井市全体が活性化することにも繋がり、この歩みを止めてはならないことを全議員が再認識するべきである。

令和3年2月

委員長 高木清隆

副委員長 佐野武次

委員 浅田二郎

委員 鈴木弘睦

委員 伊藤謙一

委員 竹野昇